

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学と
学校法人帯広学園帯広調理師専門学校との教育連携に関する協定書

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学（以下「短期大学」という。）と学校法人帯広学園帯広調理師専門学校（以下「専門学校」という。）とは、相互の教育活動の交流を通して連携・協力し、教育内容への理解を深めることにより、双方の教育目標達成を促進するとともに、十勝管内の将来を担う青少年の人材養成、地域社会への貢献、短期大学及び専門学校における教育の充実と学生及び生徒の資質の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 短期大学と専門学校とは、双方の信頼関係に基づき、相互の教育機能について連携を行うものとする。

（教育連携事項）

第2条 教育連携に関する事項は、次号に掲げる通りとする。

（1）教育に係る情報交換や中長期的な連携構想（連携等）に関すること。

（2）短期大学、専門学校双方の教育施設・設備の活用に関すること。

（3）短期大学、専門学校双方の学生、生徒の進学及びキャリア形成等（キャリア教育・職業教育及び双方の教育内容の紹介説明等を含む。）に関すること。

（4）教育関連活動、課外活動、ボランティア活動、地域貢献活動等に係る交流、学生・生徒の交流及び地域への広報（教育活動を含む。）に関すること。

（5）その他、双方が協議し、同意した事項に関すること。

（教育連携協議会の設置）

第3条 前条に定める教育連携事項を円滑に推進するために、教育連携に関する方針や具体的内容について、必要な協議・検討を行う教育連携協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとする。

（組織）

第4条 協議会は、次号に掲げる内容で組織する。

（1）協議会委員の構成

協議会は、双方の教職員（短期大学及び専門学校から各5名程度）から構成する。

（2）委員の任期

委員の任期は、1年間とし、委員に欠員が生じた場合は、前任者の残任期間とする。

（3）委員長・副委員長

委員の相選により委員長及び副委員長をそれぞれ1名選出する。

（4）会議

委員長が会議を招集し、協議会の進行を務める。また、委員の過半数の出席により協議会は成立する。

（5）協議会の事務

委員のうち、事務職員が、協議会の事務及び庶務を処理する。

（6）報告

協議会における協議及び検討内容については、学長及び校長にその都度報告するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定書の有効期間は、1年間とし、2017(平成29)年9月7日から始まり、2018(平成30)年3月31日を持って終了する。ただし、期間満了の3か月前までに、短期大学及び専門学校のいずれか一方から申し出のない時は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

2 この協定に短期大学及び専門学校のいずれか一方が異議のあるときは、期間満了の3か月前までに相手方に申し出の上、協議するものとする。

（その他）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義を生じた事項については、その都度双方で協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、双方が記名捺印の上、各自1通を保有する。

2017(平成29)年9月7日

河東郡音更町希望が丘3番地3

学校法人帯広大谷学園帯広大谷短期大学

学長

田中厚

帯広市東10条南13丁目1

学校法人帯広学園帯広調理師専門学校

校長

遠藤珠子

